

放課後等デイサービスを利用するためには、受給者証が必要です。



## 初めて受給者証を取得される方へ ～受給者証の取得手順～



### 放課後等デイサービスとは

放課後や休みの日に、障がいをもったお子様に集団活動での規律やルールを学ぶ為の支援や個別の療育等を行うことを目的とした障がい福祉サービスです。また、保護者・家族が休息をとれるようにする役割も担っています。

放課後等デイサービスを利用する場合は、「通所支援」の**受給者証**を取得する必要があります。

※受給者証・・・福祉サービスを利用するための証明書

発達や療育について  
相談したい

障がい福祉サービスの  
内容を詳しく知りたい

子供の発育に気  
になることがある



大切なお子様のことで  
お悩みがありましたら  
WINGのスタッフに  
相談されてみませんか？

### 1. 医療機関にて診察を受け、下記内容の記載のある診断書又は意見書を発行して頂く

- ・障がい名または疑いの所見
- ・療育を受ける必要性

《療育手帳などがあれば不要です》

※医療機関によっては診察を受けるまで、1ヶ月以上かかる場合もあります。

### 2. 役所（役場）に相談する

- ・お住まいの市区町村の福祉担当窓口にて相談支援事業所をご紹介します。
- ・相談支援事業所に、障がい福祉サービスや今後の流れ等についてご相談してください。

### 3. 相談支援事業所にて「サービス等利用計画案」を作成

- ・サービス等利用計画案はお住まいの地区によりお持ちいただく場合があります。
- ・相談支援事業所によっては作成までに1～2ヵ月かかることもあります。

### 4. 役所（役場）にて受給者証の申請手続きを行う

【受給者証の申請に必要なもの】

- ・療育手帳、障害者手帳、診断書、もしくは医師や臨床心理士等の意見書など
- ・サービス等利用計画案
- ・印鑑
- ・保護者様の身分証明書（身分証明書は、例えば免許証であれば1つ保険証等であれば2つ必要です）
- ・マイナンバーを確認できる書類（申請者（保護者様）とお子様の両方が必要です）

### 受給者証の認定・発行

受給者証の発行に2～3週間かかりますが、発行を待たずにご利用できる場合がありますので、利用可能日等を役場にてご確認ください。



お住まいの市区町村によって取得の流れ等が異なる場合があります。

お手続きに時間がかかる為、お早目のご準備をお勧めします。

ご相談・ご質問は、  
お近くのWINGの事業所または  
運営本部へご連絡をお願い致します  
運営本部：092-409-7202

